

産婦健康診査業務委託仕様書

- 1 業務名 産婦健康診査業務
- 2 目的 熊本市に住民票登録をしている産婦に対し産婦健康診査を行うことを推奨することにより、母子の健康増進及び産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る。これにより産後初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するもの。
- 3 履行場所 熊本県内（各医療機関）
- 4 履行期間 令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日まで
- 5 業務内容 熊本市が交付する産婦健康診査受診票を提出した熊本市の産婦に対して健康診査を行うものとする。  
産婦健康診査に係る診査は、次のとおりとし、熊本市が定める「熊本市産婦健康診査事業実施要綱」に基づき実施するものとする。

(1)産婦健康診査

内容	実施時期（目安）	検査項目
産婦健康診査	産後2週間前後、 または、 産後1か月前後	1.問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）
		2.診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
		3.体重・血圧測定
		4.尿検査（蛋白・糖）
		5.エジンバラ産後うつ病質問票

- 6 支払 毎月業務完了後の支払い（12回/年）とする。なお、委託者が受託者に支払う委託料は、1件につき5,000円（非課税）とする。